

令和8年度第2回 四国中央市部活動地域展開 検討委員会

《スローガン》
「ずっと続く、もっと輝く、地域の部活動」



四国中央市教育委員会
令和8年10月8日（木）19：00～
伊予三島運動公園体育館 大会議室

会 次 第

1. 開会

2. 開会のあいさつ

四国中央市部活動地域展開検討委員会 委員長 藤 田 恭 二

3. 議事

(1) 今後の予定について

- ・モデル事業の実施について
- ・小中学生、保護者アンケートについて …………… (別冊)

(2) 「四国中央市部活動地域展開推進計画」(仮称)の策定について …… (別冊)

4. 意見交換

5. 事務連絡

閉 会

○「部活動地域展開」着手の背景

これまで学校部活動は、教育課程との関連を図りながら、学校教育の一環として教員の献身的な貢献に支えられ行われてきた。その中で部活動は、スポーツ、文化芸術等の幅広い活動機会を得られるとともに、**生徒の自主的、主体的な参加による活動**を通じて、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築、達成感の獲得、学習意欲の向上や責任感、連帯感の養成等に資するとともに、自主性の育成にも寄与しており、**人間形成の場として大きな役割**を担ってきた。

しかし、急激な少子化の進展により、これまでのような部活動の維持が困難となっている。そのため、今後は、部活動の廃部や休部、活動の縮小が想定され、生徒たちの活動が制限されることとなる。団体競技においては部員不足で試合に出場できなくなるなど、本市においても、今後、学校部活動の維持ができないことは明らかである。

また、専門性や本人の意思に関わらず教員が顧問を務めるこれまでの指導体制をそのまま継続することは、教員の労働環境の適正化の観点からも困難となっている。

そこで、国や県の方針を踏まえ、本市では、それぞれの地域や学校、スポーツや文化芸術活動の実情に合った部活動の在り方について検討を進め、今後も**中学校の部活動が担ってきた**、生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しみ、**豊かな人間性を育む機会を確保する**体制づくりを進めることとする。

○今後の予定（案）

令和8年度		
R8. 10. 8	第2回四国中央市部活動地域展開検討委員会 開催 ・モデル事業・アンケート・推進計画策定期間の変更など	
R8. 10～R9. 1	・モデル事業実施に向けての事業費の予算化 ・モデルクラブ活動、部活動指導員配置の内容検討	
R8. 11	・小中学生、保護者アンケートの実施	小：4～6年生 中：1・2年生
R9. 1	第3回四国中央市部活動地域展開検討委員会 開催 ・モデル事業内容の決定・アンケート結果・推進計画など	
R9. 1～3	・モデルクラブ活動、部活動指導員配置について詳細決定 ・部活動地域展開推進計画、認定地域クラブ制度について継続検討	
令和9年度		
R9. 4～	・モデルクラブ活動計画受付、部活動指導員募集～任用準備 ・部活動地域展開推進計画の立案 ・認定地域クラブ制度の検討(要綱制定)	
R9. 6. 1～	・モデルクラブ活動、部活動指導員活動 開始	事業期間:9か月 (R9.6.1～R10.2.29)
R9. 9～R10. 3	「四国中央市部活動地域展開推進計画」(案)～策定	
R10. 2. 29	・モデルクラブ活動、部活動指導員活動 終了～検証	
R10. 3	「四国中央市部活動地域展開推進計画」策定 「四国中央市認定地域クラブの認定に関する要綱」制定	

四国中央市部活動地域展開等推進事業における モデル事業について（案）

1 事業の概要

現在、四国中央市部活動地域展開検討委員会において市の部活動地域展開推進計画の策定に向けた協議を行っている。部活動の地域展開を進めるにあたって、円滑な移行に向けたステップとして、平日は各校で部活動を行い休日は地域クラブ活動で合同チームとして活動する形を推進する方向である。また、当面の間存続する部活動については、地域移行の準備が整うまで、部活動指導員や外部指導者を拡充し、地域連携を進めることとしている。

国が進め、愛媛県が各市町に対して早期整備を目標としている「地域クラブの認定制度」においては、適切な認定要件の設定、教員の兼職兼業に係る制度整備、学校施設を含む公共施設の活用、指導者の謝礼など、様々な課題が存在する。これらの課題を検証するため、四国中央市として令和9年度に国・県の補助金を活用したモデル事業（実施期間：令和9年6月から2月の9か月間）を実施し、今後の本格的な導入に向けた検証を行うものとする。

2 事業内容

(1) 休日の地域クラブ活動の活動費等の支援

部活動を母体として、すでに先行して活動している地域クラブや新たに活動を開始しようとする地域クラブに対し、モデル事業として最大4チームを指定する。指定された地域クラブに対しては、休日の活動における指導者の報酬、会場使用料、選手および指導者のスポーツ保険料について補助を行う予定としている。

(2) 中学校における部活動指導員の配置支援

部活動の地域連携の一環として、部活動指導員の設置や外部指導者の増員を予定している。教職員の部活動に関する負担軽減を図るとともに、地域の指導者が部活動に関与することで、将来の地域展開につなげることを目的とし、部活動指導員（最大3名）について、報酬及び通勤手当の補助を行う予定としている。

以上のモデル事業の検証及び小中学生・保護者アンケート結果を踏まえ、
地域クラブ認定制度の確立、四国中央市部活動地域展開推進計画の策定を
目指す。

	合同部活動	拠点校部活動	(仮称) C-Base
設置規定	全国中学校体育連盟等の規定による	全国中学校体育連盟等の規定による（単独の学校の活動として扱われている）	四国中央市における地域展開による部活動由来の地域クラブ活動
規定内容	少なくとも片方の部では競技に必要な部員数が確保できない場合に他校と合同で部活動を行う形	在籍校に希望する部活動がない生徒を、一つの学校が受け入れる形	母体が学校部活動である地域クラブ活動
主となる顧問	どちらかの部の顧問	拠点校の顧問 参加校には部活動がないため顧問はいない	教員の兼職兼業や地域の指導者
通常の練習場所	主に平日は自校で活動し、週末は合同で練習する	拠点校でのみ練習を行う	休日は地域クラブとして拠点校で、平日は在籍校で各校の顧問のもとで練習を行う
大会参加名	両校の校名の並記	拠点校の名前で参加	「四国中央東」などの新名称で参加
大会参加指導者	両校の顧問が指導者として大会に参加できる。	拠点校に生徒を受け入れてもらっている学校の教員は指導者として大会に参加することはできない。（愛媛県中学校体育連盟による規定）	地域クラブが参加可能な種目において、地域クラブとして参加。